

その他施設(市内)

健康 元気アップ体操クラブ

健康づくりに役立つ市オリジナルの体操です。通常よりも時間を短縮し、内容変更して実施します。

①7/1・15(水)

ゆうゆうセンター4階 多目的ホール

▷1部:10:00～10:45

▷2部:11:00～11:45

②7/9(木)

青年の家武道施設

▷1部:13:00～13:45

▷2部:14:00～14:45

③7/10(金)

いきいきランド交野2階 サブアリーナ

▷1部:10:00～10:45

▷2部:11:00～11:45

対象 おおむね65歳以上の市民

定員 各40人

費用 無料

持ち物 飲み物、②③は上履き

申込 直接会場

☎ 高齢介護課 ☎893-6400



【広告】

その他施設(市外)

仕事 創業プレセミナー ～夢を実現！未来を応援 ゼロから始める創業～

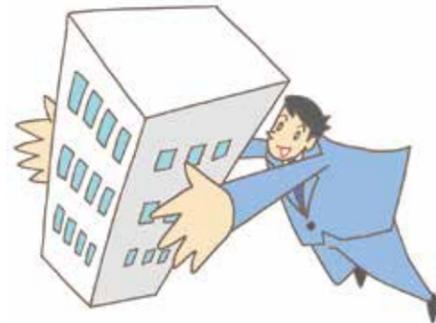
日時 7/12(日)13:00～15:00

場所 守口門真商工会館3階 特別会議室A

講師 中小企業診断士・キャリアコンサルタント
箕作千佐子さん

定員 20人(先着)

申込・☎ 守口門真商工会議所 ☎06-6909-3303



仕事 ひとり親家庭の親等のための就業支援講習会

①パソコン初級

ワードの基礎とエクセル3級(日商PCデータ活用)
10/11(日)～12/6(日)10:00～16:00(全8回)

場所 高槻市立総合市民交流センター

教材費等 7,000円 **申込締切** 9/11(金)

②介護福祉士

10/17(土)～11/21(土)9:00～16:30(全6回)

場所 府立母子・父子福祉センター

教材費等 5,000円 **申込締切** 9/17(木)

対象 ひとり親家庭の母・父、寡婦

定員 各25人(抽選)

申込 往復はがきに①希望講座名②住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤職業⑥電話番号⑦志望動機⑧(保育希望の場合のみ)子の氏名・年齢を記入し、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター 〒540-0012 大阪市中央区谷町5-4-13

☎ 同センター ☎06-6762-9498

notice

お知らせ

制度・業務

申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しく下さい。また、申請時来庁方式による受付も行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 7/4(土)・12(日)9:00～12:00

場所 市役所本館1階 市民課

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、交付通知書の裏面日付経過後もカードは受け取れます。また、電子証明書の有効期限が過ぎた場合は、e-Tax等の電子申請やコンビニ交付等に使用できなくなりますが、有効期限後であっても発行手続きはできます。

※必ず本人がお越しく下さい。

※混雑時は、お待ちいただくことがあります。

※申請時来庁方式については、ホームページまたは市民課までお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎892-0121

子育て 児童扶養手当の定例払い

父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になって最初の3月31日まで。一定の障がいがある場合は20歳未満)を監護する母、監護し生計を同じくする父、父母以外の養育者(児童と同居・監護・生計維持をする人)に支給されます。婚姻等、受給資格がなくなった時は、すぐに届け出をしてください。

また、受給には公的年金給付との支給調整や本人と扶養義務者(同居の親族)の所得制限、支給要件などの条件があります。

次回の定例払いは7/10(金)です。

☎ 子育て支援課 ☎893-6406



防災 木造住宅耐震化補助制度

耐震診断補助制度

対象 昭和56年5月以前に建築された木造住宅の所有者等

補助額 1戸あたり上限4万5,000円

耐震に関する各種工事等の補助

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

①耐震改修工事補助制度

工事費用の80%(上限100万円)

②耐震シェルター設置補助制度

設置費用の70%(1戸あたり上限40万円または所得により60万円)

③木造住宅除却(解体)補助制度

上限40万円

対象 次の要件全てを満たす人

▷昭和56年5月以前に建築された木造住宅

▷耐震診断後の施工

▷所有者等の属する世帯の課税標準額が507万円未満

※いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 営繕課 ☎892-0121

防災 ブロック塀等撤去・改修補助制度

工事着手前に申請が必要です。また、対象とならない場合もありますので、事前にご相談ください。

対象 次に該当する塀の撤去・改修

▷国・府・市が管理する道路に面するコンクリートブロック塀・石垣・コンクリート塀・レンガ塀・土塀であること

▷撤去する塀の高さが60㎝以上であること

▷一部撤去の場合は撤去後の塀の高さを全て60㎝以下とすること

▷塀が道路に残ったり、水路等の公共施設に突出しないこと

▷改修により新たにブロック塀等を設置する場合は、その高さを全て60㎝以下とし、60㎝をこえる場合は軽量のフェンスとすること

▷改修により生垣を設置する場合は、1㎡あたり2本以上連続して植えること

※高さはいずれも道路面からの高さです

補助額 ①撤去:費用の80%(上限10万円)

②改修:費用の80%(上限20万円)

※②のみの補助を受けることはできません。いずれも1,000円未満の端数は切り捨てます。

☎ 営繕課 ☎892-0121